

鶴岡市消防音楽隊に関する規程

(趣旨)

**第1条** この訓令は、消防職員（以下「職員」という。）及び消防団員（以下「団員」という。）の士気の高揚を図るとともに、住民と連携融和を保ち火災予防等消防行政の推進並びに地域文化の向上に寄与するため、消防音楽隊の設置及び運営管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

**第2条** 鶴岡市消防本部（以下「本部」という。）に音楽隊を置く。

(名称及び所管)

**第3条** 音楽隊の名称は、鶴岡市消防音楽隊（以下「音楽隊」という。）と称し、本部総務課の所管とする。

(組織及び編成)

**第4条** 音楽隊の組織及び編成は、次に定めるとおりとする。

- (1) 統括隊長 1人
- (2) 隊長 1人
- (3) 副隊長 2人
- (4) 隊員 35人以内
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要に応じて楽長及び副楽長を置くことができる。

2 統括隊長は、総務課長をもって充て、隊員は、職員又は団員のうちから、消防長又は消防団長が任命する。

(統括隊長等の任務)

**第5条** 統括隊長は、消防長の命を受け隊長を指揮監督するとともに音楽隊の庶務及び運営を統括する。

- 2 隊長は、統括隊長の命を受け音楽隊員を指揮監督する。
- 3 副隊長は、隊長を補佐し、隊長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 楽長は、隊長の命を受け音楽技術の教育及び演奏指揮等をする。
- 5 副楽長は、楽長を補佐し、楽長に事故があるときは、その職務を代理する。

(出場又は派遣)

**第6条** 音楽隊の出場又は派遣は、次に掲げる行事等で、消防長が適当と認めたものについて行う

ものとする。

- (1) 本部又は消防署の行事
- (2) 消防団の行事
- (3) 市が主催し、又は後援する行事
- (4) その他火災予防等消防行政の推進及び公益又は公共的行事  
(演奏派遣申請及び承諾等)

**第7条** 音楽隊の演奏を希望するものは、原則として20日前までに鶴岡市消防音楽隊演奏派遣申請書(様式第1号)により消防長に申請をするものとする。

2 消防長は、前項の申請により演奏派遣を承諾したときは、申請者に鶴岡市消防音楽隊演奏派遣承諾書(様式第2号)を交付するものとする。

3 音楽隊の演奏派遣に際し必要があるときは、申請者に隊員、楽器等の輸送を依頼することができるものとする。

(演奏派遣の中止)

**第8条** 前条第2項の派遣承諾書を交付した後であっても、次の各号のいずれかに該当する場合演奏派遣を中止することができるものとする。

- (1) 行事内容が、申請内容と著しく異なっているとき。
- (2) 営利を目的とした行事であると認められるとき。
- (3) 災害が発生し又は発生のおそれがあるため出動、待機等の命令が出されたとき。
- (4) その他音楽隊員に著しく欠員を生じたとき。

(服装)

**第9条** 音楽隊が演奏時に着用する服装は、鶴岡市消防職員服制規則(平成19年鶴岡市規則第35号)によるほか、別に定めるものとする。

(講師の招へい等)

**第10条** 消防長は、隊員の技術を向上させるため、必要があると認めるときは、部外から講師を招へいし、又は隊員を派遣して指導を受けさせることができるものとする。

(簿冊)

**第11条** 音楽隊に次の各号の簿冊を備えるものとする。

- (1) 音楽隊員名簿(様式第3号)
- (2) 楽器・付属品台帳兼修理記録簿(様式第4号)
- (3) 演奏訓練日誌(様式第5号)

(4) 演奏派遣申請書受付簿 (様式第 6 号)

(5) 演奏訓練等服務簿 (様式第 7 号)

(6) その他音楽隊関係綴

(その他)

**第12条** この訓令の施行に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

様式第 1 号 (第 7 条関係)

様式第 2 号 (第 7 条関係)

様式第 3 号 (第11条関係)

様式第 4 号 (第11条関係)

様式第 5 号 (第11条関係)

様式第 6 号 (第11条関係)

様式第 7 号 (第11条関係)